

第1章 総則

(名称)第1条 本会を、「松奏会(しょうそうかい)」(以下「本会」という)と称する。

(事務局)第2条 本会は、所在地を上田市大手 1-9-8 上田高校同窓会館におく。

(目的)第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に現役吹奏楽団の発展に寄与し、活動を通じ地域の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

(活動及び事業)第4条 本会の目的を達成するため、以下の活動及び事業を行う。

(1) 会員相互の親睦を図るための活動 ①会員名簿の作成 ②会誌の発行 ③各種演奏会の開催 ④ホームページの開設、運営

(2) 現役吹奏楽団の活動に対する協力、援助 ①会員によるクリニック ②合同演奏会等による協力 ③運営費等の資金的援助他

(3) 地域の音楽文化発展に寄与するための活動 ①会員だけに留まらず、地域に対する演奏会等を企画、開催する。 ② 地域の各種催事等に積極的に参加する。

第2章 会員

(会員の種類)第5条 本会の会員の種類は、以下のよう定める。

(1)正会員:上田高校吹奏楽団に在籍した卒業生。(2)名誉会員:上田高校吹奏楽団の歴代顧問の先生。(3)賛助会員:本会の活動、発展に特別に寄与した人。

第3章 役員

(役員)第6条 本会は会務運営にあたる者として以下の役員を置く。

(1)会長:1名、本会を代表し、会務全般を統括する。(2)副会長:若干名、会長を補佐し、会長に支障ある時は会長職務を代行する。(3)幹事長:1名、執行機関及び学年幹事を統括する。(4)常任幹事:若干名、事務担当・経理担当および広報担当・催事担当のなどの事業業務を担当する。学年代表幹事は、学年幹事を代表し常任幹事の任を負う。

(役員を選出)第7条 本会は下記の方法にて役員を選出を行う。

(1)会長・副会長:全ての正会員の中から幹事会において推薦した人。(2)幹事長:常任幹事の中から推薦し会長が選任する。(3)常任幹事:幹事の中から適任者を会長が選任する。(4)幹事:各年卒業生より推薦された若干名の人。(5)顧問:すべての正会員の中から会長が選任する。(6)監査役:すべての正会員の中から幹事会において推薦した人。

第8条 役員を選出方法はそれぞれ異なるが、総会の承認を経て役員として選出された者とする。

第9条 役員の任期は2年とし、その再任を妨げない。

第4章 会議

(総会)第10条 総会は本会の全会員が参加する最高議決機関であり、下記の事項を行うものとする。

(1)会務の報告の承認 (2)事業計画の承認 (3)予算・決算の審議と承認 (4)役員を選任の承認 (5)会則改正案の審議と承認 (6)その他本会に関する重要事項の審議と承認

2. 総会の開催、召集は会長が行い、会議の議長を務める。 3. 全会員又は役員の数分の1以上の同意があった時は、会長は臨時総会を開催しなければならない。 4. 総会は1か月以上前に全会員に通知し、その出席者をもって成立する。

(幹事会)第11条 幹事会は役員会によって構成される総会に次ぐ議決機関であり、下記の事項を行うものとする。

(1)会長・副会長・監査役の推薦 (2)事業計画、予算、決算等常任幹事会から提出された議案の審議

2. 幹事会の開催・招集は会長が行い、総会前に定例会を行う他、必要に応じて臨時会を行う。

(常任幹事会)第12条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、常任幹事及び学年代表幹事によって構成され、本会の執行機関として下記の事項を行うものとする。

(1)事業、行事の企画、運営 (2)名簿、会誌の企画、作成 (3)予算案、決算報告の作成 (4)その他本会に関する重要事項の発議、検討

2. 常任幹事会の開催・招集は会長又は幹事長が必要に応じ行う。

(議決)第13条 各々の会における議決は出席者の過半数をもってする。

第5章 会計

(会費・使途)第14条 会費は年間2,000円とし、毎年納入する。

2. 本会は会費を主たる財源とし、第3条の目的のために使用する。

(予算、決算)第15条 事業計画に基づく予算案及び事業報告に基づく決算書は常任幹事会にて作成し、幹事会の審議を経て、総会の承認を得る。

(会計監査)第16条 監査役を置き、諸帳簿及び金品を監査し、監査結果を総会にて報告、承認を得る。

(会計期間)第17条 本会の会計期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第6章 会則改正、内規規定

(会則の改正)第18条 本会則の改正は総会の議決による。

(内規の制定)第19条 幹事会において、本会則に基づく運営上の内規を定めることができる。

(会則の施行)第20条 本会則は平成26年10月11日より施行する。